

# 学 習 の 手 引

## 1. 始業及び終業の時刻

- ①始業時刻は午前9時30分、最終終業時刻は午後6時30分とする。
- ②前項の始業及び終業については、校長が必要であると認める場合は、変更することができる。

## 2. 学習に対する心構え

- ①授業が学習の中心であるという認識に立って、向上心を持って授業に臨むこと。
- ②授業内容は、その日のうちに確実に理解するように努めること。
- ③疑問点があれば、自分自身で解決する努力をするとともに、教員や学友に積極的に質問すること。

## 3. 授業時間以外の学習

学習状況が遅れているものに対しては、科目別に補講を行う。該当者は必ず参加すること。

## 4. 成績考查

- ①考查は、試験、論文、報告書その他の方法により行うものとする。試験は、各学期末に期日を定めて行う。ただし、授業科目によっては、随時に試験を行うことがある。
- ②授業に出席した時数が講義科目においては履修すべき時数の3分の2、実習及び演習科目においては履修すべき時数の5分の4に達していることを要件とする。
- ③定期考查の時間割は一週間前に発表する。
- ④考查の成績評価は100点満点とし、優(80点以上)、良(79～70点)、可(69～60点)及び不可(60点未満)の評語で表す。優、良、可は合格とし、不可は不合格とする。
- ⑤考查の成績評価は、上記のほか、平素の学習態度、出席状況等を考慮して総合的に行う。
- ⑥追試験

やむを得ない事由により考查を受験できなかった者が、理由を証明できる書類(診断書等)とともに追試験願を提出し、校長がこれを認めれば追試験を受験することができる。追試験を受験する者は、事前に追試験願を提出し、受験料を事務局に納入しなければならない。「やむを得ない事由」とは、次に掲げる項目とする。

(1) 忌引

(2) 病気

- (3) 事故
- (4) 交通機関の遅延
- (5) 就職に関わる活動
- (6) その他校長が認めたもの

⑦再試験

- (1) 考査の結果、不合格となった者に対し、再試験の機会を与える。
- (2) 再試験を受験する者は、事前に受験料を事務局に納入しなければならない。
- (3) 再試験を行う場合の成績評価は、可または不可とする。
- (4) 「実習」等再試験が困難な科目については、課題等で代替する場合がある。

⑧中間評価

卒業年次生は、就職活動に際し成績証明書の必要な場合がある。そのため、申請のあった者については各期末終了日前に、受講中の科目について中間評価を行う。その際、確認テストや模擬テスト、レポート、出席状況等をもとに総合的に評価する。

⑨成績表

年度末に通年の成績評価を成績表として、保証人(保護者)に郵送する。

5. 試験に対する注意事項

- ① 考査1週間前から、原則として、職員室、事務室及び印刷室への生徒の出入りを禁止する。
- ② 考査中は指定された席に正しく着席する。勝手な離席及び座席変更はこれを禁止する。
- ③ 学生証を机上に提示する。
- ④ 許可のない限り、筆記用具以外を机上に置くことは禁止する。
- ⑤ 物品の貸し借りはこれを禁止する。
- ⑥ 考査中に不測の事態が生じた場合は静かに挙手をし、監督者の指示を仰ぐ。
- ⑦ 遅刻者の入場は、原則として開始後20分までとする。
- ⑧ 試験放棄は厳禁する。
- ⑨ 試験は厳正な態度で受験しなければならない。不正な行為を行った者については、懲戒規程に基づき懲戒するほか、その期における科目全ての成績は判定しない。
- ⑩ 試験開始後30分間、並びに試験終了前10分間は原則として退場を許可しない。
- ⑪ 試験場を退出するときには、必ず答案を提出すること。

6. 既修得単位認定

- ① 教育上有益と認めるときは、本人の申請により指定規則に従い入学前に修得した単位を本校の単位(以下、「既習得単位」という)に替えることができる。

- ②既習得単位として認められるのは、基礎分野の授業科目単位とする。また、履修内容が本校の内容を包括し、履修時間または履修単位が同等以上であることを要件とする。
- ③既習得単位の認定を希望する学生は、「既習得単位認定申請書」とともに卒業大学等の卒業証明書及び成績証明書を提出しなければならない。

## 7. 聴講

- ①聴講とは、既に単位を修得した授業科目を受講することをいう。
- ②校長は、特定の科目を聴講しようとする学生に対し、当該科目の授業に支障がないと認めるときは、聴講を許可することができる。
- ③聴講を希望する学生は、当該科目につき「聴講科目届」を提出しなければならない。
- ④聴講を許可された科目については、授業に出席し期末試験を受験しなければならない。
- ⑤聴講科目につき期末試験の成績が既習得単位の成績を上回った場合、これを認定する。

## 8. 進級

- ①校長は、次の各号に該当する者について、進級判定会議を経たうえで、進級を認定することができる。
  - (1)成績評価がすべて可以上であること。
  - (2)学費及び教材費が納入されていること。
- ②進級の条件が満たされない者は留年とする。ただし、進級判定会議において上記を満たす見込みがあると認められた場合は条件を付して進級とすることがある。

## 9. 卒業

校長は、次の各号に該当する者について、卒業判定会議を経たうえで、卒業を認定し卒業証書を授与することができる。ただし、特別な事由がある場合で、職員会議において認められたときはこの限りではない。

- (1)成績評価がすべて可以上であること。
- (2)学費および教材費が納入されていること。

## 10. 学費その他の納入について

授業料その他学費、教材費については指定された日までに納入すること。納入できない場合は、事前に事務局まで連絡をすること。

教材費については卒業時または退学時に精算することとなる。